

議案第 7 9 号	三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
消 防 本 部	消防法施行令に規定する防火対象物等の利用形態や構造に応じた避難安全上の措置及び用途変更に伴う届出義務を講じる等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【改正趣旨】	<p>①省令の一部改正に伴い、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合に住宅用防災警報器等の設置が不要になるため、当該条例を改正するもの。</p> <p>②三田市における旧市街地の再開発や密集地の都市化などを踏まえ、建築基準法令及び消防法令による安全対策に加え、その利用形態や構造に応じた避難安全上の措置及び用途変更に伴う届出義務を講じる必要があるため、当該条例の一部を改正するもの。</p> <p>【関係法令】 ①住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 2 2 年総務省令第 8 6 号） ②消防法施行令別表第 1</p> <p>【内 容】 ●住宅用防災警報器等設置の免除【第 31 条の 5 関係】 ●共同住宅等の避難管理【第 40 条の 3（追加）】 共同住宅のバルコニーにおける避難管理規定の追加 ●個室型店舗等の避難管理【第 40 条の 4（追加）】 外(そと)開戸(びらきど)の自動閉鎖装置の設置規定の追加 個室型店舗等において個室から廊下側へ開く扉（外開戸）が開放した場合に自動的に閉鎖するように装置を設置するよう義務を課すもの。現在市内において対象施設はない。 ●2 方向避難による安全性の確保の追加【第 42 条の 2（追加）】 建築物の規模に関係なく、消防法施行令に規定する用途分類により、不特定多数の者が利用する用途及び宿泊の用に供する用途について 2 方向避難経路の確保を義務付けるもの。 ●避難施設の管理【第 43 条関係】 避難口等の視認障害物の制限項目の追加（第 4 号（追加）） 飲食店等の避難口を装飾品等で避難口を隠ぺい、視認障害を制限するために設けるもの。 ●防火対象物の使用開始の届出等【第 46 条関係】 防火対象物使用開始届について建築物を防火対象物として新規使用開始時のみの届出ではなく、用途変更における届出等についても届出する旨を規定するもの。</p> <p>【施行期日】 平成 2 3 年 4 月 1 日（第 31 条の 5 関係の改正規定のみ公布の日）</p>